

平成22年度 8月 3日

平成22年(ネ)第805号 ボランティア基金返還請求等控訴事件
大阪高等裁判所 第11民事部口係

陳 述 書

氏 名 鎌 田 ま り み 印
住 所

はじめに

別紙添付の資料につき、資料提供者本人より以下の通り経緯を伝聞いたしましたので陳述いたします。

なお、添付資料の個人名・犬名を特定する箇所はマスキングしました。その理由は、資料提供者が被控訴人から里親として引き取った犬について、長期にわたり脅迫行為を受け続けた経緯があり、個人名をだして資料提供することに非常にためらいと恐怖を覚えているからです。

従いまして、このような形での、資料を提出することをお断りしておきます。

1. 資料の説明と提供に至る経緯

添付された資料は、資料提供者（以下X氏と称す）がひろしまDPの犬を、アーク・エンジェルズ(現エンジェルズ以下と称す)の犬の預かりであるホストファミリーとして引き受けた時にかかった犬の医療費を証明する資料の一部です。

AAは、ひろしまDPから2006年9月17日以後数回にわたり、瀕死状態の犬を大阪に搬入して、里親に出すまで、預かりをして家庭犬にふさわしいしつけや医療のケアをするホストファミリーに、38頭引き渡しその世話を依頼しています。X氏もそのホストファミリーの一人でした。以下は、X氏から聞いた話です。

(1) X氏は、2006年9月30日にひろしまDPの惨状を知り、何か手伝いをしたいと思ってAAの都島（大阪市）の事務所を訪ね、ボランティアを希望する意志を伝えました。

そのとき、事務所は搬入された犬であふれていて、中にはすでに広島からの長期輸送に耐えられずに、死んで床に転がっている大型犬が1頭いたのも目にしたとのことでした。

その死んでいる犬の隣で、テーブルに片足をあげながら食事をしているのがAAの統括こと林俊彦代表の内縁の妻川端加津子氏（以下統括と称す）でした。

AAは、その犬に関わる医療費の支払いはすること、また、その犬が完全に健康に回復したらX氏の家の近くで里親を見つけないかというX氏の意向は尊重することを約束しました。このためX氏はAAの依頼を引き受けることにしました。

X氏は引き受けたその足で早速獣医師を訪れ、総合診断を依頼しました。犬を見た
とたん獣医師は「いったいどんな世話をしてこんな状態にしたのだ。動物愛護法で訴
えてやる。」とX氏の首を締め上げたといいます。

X氏は、これはひろしまDPからの犬である、どのような治療が必要か教えてほし
い、どんなことをしても命を助けたいと言いました。

すると、獣医師は事情をくみ取り、命は助けたいがこのように皮膚がぼろぼろで骨
と皮の状態でひどい下痢を繰り返す、衰弱が激しいので助かる可能性は極めて低いと
言ったそうです。また、獣医師は「苦しませるくらいなら、今すぐ安楽死を……」
とも述べたそうです。

その犬は骨格標本のように骨と皮だけの状態で、おしりには床ずれができ、その床
ずれからは骨が突き出て、立つことがやっとの状態でした。大阪に運ばれた犬のほと
んどはこのように見るに堪えられないくらいひどい状態の犬ばかりでした。過酷な生
活を生き抜いてきたことが一目瞭然でした。そんな状態の犬を預ける際に、AAの人
は「元気です」と言ったそうです。

X氏はそのとき、『たぶん、生まれてこの方一度も家庭を知らないはず、暖かい膝
も知らないはず、暖かいお布団、暖かい愛情を、明るい場所を、一日でも1時間でも
数分でもいい、感じさせてあげたい。本当に今日明日の命ならば、せめて自分の腕の
中で虹の橋へ送ってあげたい……』、そう考え、その犬のケアに努めることにした
のです。

(2) その後、この資料の示す通りX氏は献身的な看護をします。しかしその医療費
は莫大なものでした。

提供された1ヶ月弱の病院の領収書の合計だけでも、およそ15万円かかっています。
このほか提供されなかったカード番号や氏名が記載されているレシートなどを含
むと、もっと医療費はかかっています。(資料の存在は控訴人代理人と複数控訴人が
確認済み)

そのほかに衰弱しきっている犬に、必要な物資の数々を購入するために費消した私
財は山のようにあります。一例を挙げれば、1食1000円もするような療養食を与
えなければならず、毎日皮膚を洗浄する高額なシャンプー、なかなか止まらない嘔吐
や下痢に対応するための高額なペットシート、通院のためのタクシー代、不在の時の
ためのペットシッター代等々、負担している金額は資料の数倍になることは容易に想
像できることです。

(3) AAからは医療費の負担分があったら教えてほしいと言うことだったので、X
氏は度々電話で医療費の請求を、当時AAの副代表で大阪事務所に詰めていたOM氏
にしています。

O氏が回答するには、「未だ広島現場が混乱しているから、そのうちにまとめて

支払いされるはずである。今後ともよろしく引き続きよろしく申し上げます。」ということだったので、X氏はかかった金額をその都度伝えていました。

(4) さて、X氏が引き受けた犬の状態は、その間一進一退だったといます。引き受けた当初は、ひろしまDPの地獄を思い出すのか、急に叫び声を上げたり、毎晩のようにうなされたりふるえ続けたりする日々に、X氏は抱きしめながら何もすることもできずにおろおろ泣く日も続いたと言います。体だけではなく、心まで深く傷ついている犬を見るたび、里親に託すにはほど遠い状態と感じたと言います。

ただ、飢えからか犬は食欲だけはあったので、体重は順調に増え、奇跡的に回復してきたのですが、皮膚病が発生し、生え始めた毛が血で真っ赤に染まり始めました。過酷な環境から通常的生活への劇的な変化について行けない結果、思いもかけない障害を抱えることにもなったのです。

(5) そんなある日、引き受けてから1ヶ月くらい経過した11月初旬頃、なしのつぶてであったAAから突然連絡が入りました。電話してきたのは、最初は当時の広島支部長安田倫子氏からでした。その内容は

「あんたに預けた自分たちの犬を返してもらおう。広島に連れて行って里親捜しをするから。」というものでした。

安田氏に引き続き、AAの広報関洋子、統括、林代表と、その返還請求は日に数回も、何日にも渡って執拗に続きました。

X氏と統括との約束では

「もう二度とDPには戻さず、健康をしっかりと回復するまで大阪で面倒を見る。X氏家の近隣で里親を捜し、今後の犬のケアを考えて引き継ぎをきちんとする手筈を整えたのを確認後、引き渡す。」というはずだったのに、それらを一切無視して、犬の健康も状態も考えず、AAはひろしまDPに戻すというのです。

関洋子氏や林代表が言うには

「大阪に連れ帰った犬はDPのブランド犬として、この犬を広島に戻すことにより、医療費や寄付金がさらに集まり、多くの犬が助かるから。それをじゃまするのか。なんといっても医療を必要とする犬が膨大にいるから、医療費のため赤字がすごくかさんでいる。」というものでした。

X氏は泣きながら「今この犬をまだ広島に戻すことはできない。必要ならば診断書を出してもらおう。今この犬を広島に戻すと言うことは、この犬を殺せと言うことだ。絶対に応じることはできない。それならばこの犬はうちで引き取る。私が里親になる。」と強制送還に断固抵抗しました。

その電話の際、ひろしまDPには専従の獣医師3人が交代で泊まり込みをしているから心配はないという話であったのに、その後ボランティアに通われていた人から、専従どころか通いの獣医師もいないという話を聞きました。後になって、電話の際の

嘘に騙されて返さなくてよかったと、X氏は胸をなでおろしたそうです。

関洋子氏、統括、林代表からの電話は執拗に続き、X氏は恐怖でノイローゼ状態に陥りました。X氏はこの犬を守るために必死で休む間もなくかけずり回って、弁護士に依頼しました。弁護士を入れた状態で、やっとその執拗な返還請求は収まったといえます。

(6) その後、広島への送還を求める際には日に何度も、長時間にわたり、ときには恫喝を交えながら連絡してきていたAAであったのに、ネット上で強制送還の批判が高まると、全く連絡がなくなり、1か月強あとの広島撤退の時に、再びAAから連絡がきました。犬の状態を聞くこともなく唐突に、X氏に里親になって欲しいと申し出たとのことでした。

あまりの変わり身の激しさに、X氏は戸惑いながらも、仮の里親申請書が届き、去勢手術と狂犬病登録を行い、仮の里親申請書を送ったそうです。ところが、正式の里親申請書が届いたのは、その半年も後のことだったそうです。

(7) 驚くことに、林代表は大阪でホストファミリーに預けた犬達を、広島に強制返還することに反対した、設立当時から献身的に尽くしてきた大阪のAAスタッフ達を「自分の意見にそぐわないなら辞めてしまえ。」と強制的に脱会要求を突きつけたのです。

大阪スタッフ達も林氏のやることに得心がいかないとして、2006年11月21日を期に全員辞めてしまい、大阪事務所は一端閉鎖状態に陥りました。

(8) X氏はこの恐怖体験のため、それ以降の医療費の請求は辞めています。ただ、このAAの悪行、非道きわまりない行動をいつか世間に真実を知らせたいと、資料として添付の医療費の他資料の保存と記録を続けていました。X氏からは、今回はその一部の提供をいただくことができました。

(9) 控訴人も、控訴人代理人も、X氏に報告書の作成を要請しましたが、AAとの一切の関わりに恐怖を覚えるX氏により、それはお断りされました。

ですが、私（鎌田）がX氏からの伝聞で陳述書を提出することには同意していただき、資料も提供していただきました。

2. ひろしまDPに寄せられた支援金との関わり

さて、X氏に見られるように、ホストファミリーは、AAが医療費を支払うことを前提に、AAから犬を預かっていました。ところが、AAはX氏らホストファミリーに医療費を全く支払っていません。

他方で、林代表は、寄付金を集めたジャパンネット銀行の口座から、統括の実母でありAAの監事であった川端満里子氏へ多額のお金を振り込んだことを認めていま

す（一審林調書33頁，甲9。2006年11月7日には1000万円を送金している）。

これらのお金はまさしく広島から大阪に運ばれた38頭の犬の医療費等のために使われるべきでした。

X氏を例にとっても，似たり寄つたりの状態の犬ばかりでしたから，引き受けたすべてのホストファミリーでは，どこの家庭でも月数十万円単位の医療費の負担を強いられていたはずです。

1家庭，少なく20万円として見積もると

20万円×38頭＝760万円

ほどの医療費の支出があったと見込まれます。この程度の医療費がかかることは，いままでにひどい状態の犬を預かってきた経験のあるAAには予想がついていたはずで，川端満里子名義の口座に振り込まれた前記1000万円を，医療費を支出したホストファミリーに支払うことはできたはずで。

しかし，その前記1000万円は医療費の支払いに使われることなく，2007年1月4日に，なぜか川端満里子に返済した150万円に50万円加えた200万円と前記1000万円，合計1200万円が，川端満里子名義ではなく，アーク・エンジェルズの名義で，三井住友UFJ銀行赤川支店の口座に入れ直していると，被控訴人は証言しています（一審林調書34頁，乙14）。なお，アーク・エンジェルズという名前で振り込みが行われているため，川端満里子名義の口座から1000万円が引き出されて振り込まれているかどうか証明できていないことは控訴人鎌田らが準備書面中で指摘済みである）。

以上の経過を鑑みると，ホストファミリーには大阪に託された支援金から1円も支払われていないことが明確にわかります。

また，乙6～10号証にみられる犬の医療費に記載されている犬の名前は，すべてひろしまDP以外の場所からレスキューされたり，保護されたりしたものばかりです。それは別紙添付の「統括のAAの活動日誌－2006年9月分」によって証明されます。別紙「NPO法人動物愛護団体『エンジェルズ』の活動日誌」には2006年9月3日分だけあります。

たとえば，乙7の10月6日に西村動物病院に医療費を支払った「すみれ」は，AAが2006年9月1日に大阪府北部の某警察から依頼されてAAが保護した「仮名：すみれちゃん」であることが推測されます。他の犬も同時期收容されており，ひろしまDPの犬でないことは明らかです。

AAは，「犬の医療費の赤字がかさんでいる」と2006年11月25日のHP上でも呼びかけていましたが，それは，HPを閲覧する多くのものにあたかも「ひろしまDPの犬には十分な医療ケアをしています。」という錯誤をあたえる為であり，欺罔行為であると言わざるを得ません。

X氏の資料が示すとおり，当時広島DPには，X氏のところの犬と同様の医療加護を必要とした犬がたくさんいたことは事実であり，またAAが，それらの犬に対してなんら必要な措置をするどころか，ホストファミリーや里親やボランティアに丸投げ

して、さらなる集金活動に画策していたのは否めない事実です。

3. 最後に

X氏に限らず、ひろしまDPの犬を預かったホストファミリーも、里親も「犬を取り返されるのではないか。」「暴力団まがいの脅迫行為を受けるのではないか。」「自分のみならず家族や職場までも巻き込まれるのではないか。」という恐怖を感じています。証言を頼んでも「自分は知らない。」「もう関わりたくない。」「もう忘れた。」「ほっておいてくれ。」という反応が返ってくるのがほとんどです。

本来ならば、多くのこのような愛護団体で目にするのは、団体と里親の良好な関係です。普通の愛護団体は、ぼろぼろになった犬を、愛情を持ってケアし、家庭犬となるべきしつけをしてから後、一般家庭に譲渡します。譲渡後も里親に連絡をまめにしたり、訪問してアドバイスをしたりするのが通常です。

しかし、AAから犬を譲られた多くの人々が、AAに対して恐怖を覚え、一切の関わりを拒否していることから、AAは愛護団体ではないと感じている人間が多数存在しているのです。

AAが真の愛護活動のためではなく、己の利益のためにひろしまDPに入ったのだという以外なものでもありません。

これら、一連のAAの行為は許されることではないし、多くのAAに関わった人間が今なおAAの脅迫におびえ、真実を語ろうとしてくれません。AAに怯え、声を潜めてしまっている多くの犠牲者のためにも、今回X氏は勇気を持って資料提供してくださいました。

裁判官においては、どうか声を上げられない多くのひろしまDPの犠牲者の存在があるというこれらの事実を十分おくみ置き、1審判決がいかにも不当なものであったかご高配いただきたいと思います。